

平成 26 年度
監 査 概 要

盛岡市監査委員

まえがき

本書は、平成 26 年度において、盛岡市監査委員が実施した地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査（工事監査を含む。）、同条第 2 項の規定に基づく行政監査、同条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査、法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく例月現金出納検査、法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 2 項の規定に基づく決算審査、法第 241 条第 5 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項に基づく基金の運用状況審査並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「地方財政健全化法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づく財政健全化審査及び地方財政健全化法第 22 条第 1 項の規定に基づく経営健全化審査について、それぞれその概要を掲げたものである。

また、盛岡市包括外部監査人が実施した法第 252 条の 37 の規定に基づく包括外部監査に係る監査委員関係事務についてもその概要を併せて掲げたものである。

平成 27 年 3 月

盛岡市監査委員

目 次

平成 26 年度盛岡市監査等年間実績 ━━━━━━━━━━ 1

定期監査（工事監査を除く。）

第1 監査の実施	2
第2 監査の実施期間	2
第3 監査の範囲	2
第4 監査の方針	2
第5 監査の方法	2
第6 監査の対象	2
第7 監査結果の区分	4
第8 監査結果	5
第9 監査結果の概要	7
1 市長公室	7
2 総務部	7
3 財政部	7
4 市民部	7
5 環境部	8
6 保健福祉部	8
7 保健所	9
8 商工観光部	9
9 農林部	10
10 建設部	10
11 都市整備部	10
12 玉山総合事務所	11
13 会計課	12
14 上下水道局	12
15 市立病院事務局	14
16 議会事務局	15
17 教育委員会事務局	15
18 教育機関	15
19 選挙管理委員会事務局	16
平成 26 年度重点項目の監査結果概要について	17

定期監査（工事監査）

第1	監査の対象	19
第2	監査の実施期間	20
第3	監査の方針	20
第4	監査の方法	21
第5	監査結果	21

行政監査

第1	監査のテーマ	22
第2	監査の対象	22
第3	監査の実施期間	22
第4	監査の方法	22
第5	監査の結果及び意見	22

財政援助団体等監査

第1	監査の対象	26
第2	監査の実施期間	26
第3	監査の範囲	26
第4	監査の方法	26
第5	監査結果	27

例月現金出納検

第1	検査の対象	31
第2	検査の実施日	31
第3	検査の方針	31
第4	検査の方法	31
第5	検査結果	31

決算審査及び基金運用状況審査

一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況	33
水道事業会計決算、下水道事業会計決算及び基金の運用状況、	
病院事業会計決算	35

地方財政健全化法審査

財政健全化審査	37
経営健全化審査	38

包括外部監査	39
--------	----

資料

平成26年度盛岡市監査等年間実績

区分 (種別)	根 拠 (条項)	監査対象 (対象部・課等)	実 施 時 期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定期監査	地方自治法 第199条第4項	市長内部部局、行政機関、議会及び各委員会事務局、上下水道局、病院、公の施設 教育委員会事務局、教育機関	↔				↔				↔			
監査事	(同上)	請負工事								↔				
監行政	地方自治法 第199条第2項	全ての課等										↔		
団体等監査	地方自治法 第199条第7項	財政援助団体 出資団体 公の施設指定管理者										↔		
決算審査	地方自治法 第233条第2項 第241条第5項 地方公営企業法 第30条第2項	一般会計決算 特別会計決算 各基金の運用状況 水道事業会計決算 下水道事業会計決算 病院事業会計決算 基金の運用状況				↔								
全地方化方財審査健	地方財政健全化法 第3条第1項 第22条第1項	一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計等				↔								
現金出納検査	地方自治法 第235条の2第1項	会計課、上下水道局、病院	4月25日	5月27日	6月27日	7月29日	8月25日	9月29日	10月24日	11月27日	12月25日	1月27日	2月26日	3月26日

定期監査（工事監査を除く。）

第1 監査の実施

定期監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき毎年度実施する監査である。また、定期監査に併せて同条第2項の規定に基づき、財務に関する事務以外の事務の執行についても監査の対象とした。

第2 監査の実施期間

平成26年4月9日から平成27年1月16日まで

第3 監査の範囲

平成25年度及び平成26年度の事務の執行及び経営に係る事業の管理

第4 監査の方針

予算の執行は、それぞれの予算議決の趣旨に沿い、関係法令に従って執行されているか、計数に誤りがないか、収入事務、支出事務、その他の財務に関する事務は、財務規則等に照らし適正に処理されているか、経営に係る事業の管理及びその他の行政の運営や事務処理の手続等が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかの点検確認に主眼を置いて実施した。

第5 監査の方法

実地監査の対象としない部署においては、平成26年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領（48盛監発第24号）に基づき提出された監査資料について、実地監査の対象とした部署においては、同監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の執行に係る各種文書、会計帳票、証拠書類、現金の出納保管並びに財産、債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について、事務の執行が法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第6 監査の対象

定期監査の対象は全機関である。うち、実地監査対象課等は、おおむね隔年（教育機関等については3年おき）に実施することを基本としており、本年度は全機関236課等のうち101課等を対象とし、次のとおり実地監査を実施した。なお、平成26年度に改組された行政組織の一部については、引継ぎを受けた課等において監査を実施した。

【 実地監査対象課等 】

- | | |
|--------------------|--|
| 1 市 長 公 室 | 広聴広報課, 広報ブランド戦略室, 秘書課 |
| 2 総 務 部 | 総務課, 情報企画室, 職員課, 能力開発室 |
| 3 財 政 部 | 市民税課, 資産税課, 納税課 |
| 4 市 民 部 | 市民協働推進課, 文化国際室, くらしの安全課, 男女共同参画青少年課, 医療助成年金課, 都南総合支所, 青山支所, 築川支所 |
| 5 環 境 部 | 環境企画課, 廃棄物対策課, 産業廃棄物対策室, リサイクルセンター |
| 6 保 健 福 祉 部 | 子ども未来課, 子ども子育て推進室, 介護高齢福祉課, 高齢者支援室, 次世代育成支援事務局
(保育園) くりやがわ保育園, みたけ保育園, 太田保育園, 永井保育園, 乙部保育園 |
| 7 保 健 所 | 健康推進課, 保健予防課 |
| 8 商 工 観 光 部 | 商工課, 企業立地雇用課, 中心市街地活性化対策事務局 |
| 9 農 林 部 | 林政課, 中央卸売市場業務課 |
| 10 建 設 部 | 道路管理課, 雪対策室, 道路建設課, 河川課 |
| 11 都 市 整 備 部 | 都市計画課, 盛岡南整備課, 市街地整備課, 景観政策課 |
| 12 玉山総合事務所 | 総務課, 健康福祉課, 建設課, 玉山出張所, 玉山生活改善センター, 玉山健康増進センター |
| 13 会 計 課 | |
| 14 上 下 水 道 局 | 総務課, 経営企画課, 給排水課, 水道建設課, 水道維持課, 净水課, 下水道整備課, 下水道施設管理課, 玉山事務所 |
| 15 市立病院事務局 | 総務課, 医事課 |
| 16 議 会 事 務 局 | 議事総務課 |
| 17 教 育 委 員 会 事 務 局 | 総務課, 生涯学習課 |
| 18 教 育 機 関 | 教育研究所, 玉山地区公民館, 松園地区公民館, 区界高原少年自然の家, 遺跡の学び館, 都南歴史民俗資料館, 都南学校給食センター
(小学校) 土淵小学校, 中野小学校, 本宮小学校, 青山小学校, 河北小学校, 上田小学校, 山王小学校, 緑が丘小学校, 松園小学校, 月が丘小学校, 羽場小学校, 永井小学校, 手代森小学校, 玉山小学校, 城内小学校
(中学校) 下橋中学校, 上田中学校, 大宮中学校, 土淵中学校, 松園中学校, 飯岡中学校, 乙部中学校, 玉山中学校 |

(幼稚園) 太田幼稚園
(高等学校) 市立高等学校

19 選挙管理委員会事務局

第7 監査結果の区分

監査の結果は、事務の執行及び経営に係る事業の管理を適正に行う上から是正又は留意、改善を求める事項について、「指摘事項」及び「注意事項」に区分するものとする。

1 指摘事項

適用

- (1) 法令、条例、規則等（以下「法令等」という。）に重大な違反があるもの
- (2) 故意又は重大な過失によるもの
- (3) 収入確保に適切な措置を要するもの
- (4) 著しく不経済なもの又は著しく損害が生じているもの
- (5) 著しく非効率的なもの又は著しく妥当性を欠くもの
- (6) 公金の支出に適正を欠くもの
- (7) 財産管理に適正を欠くもの
- (8) 当該事項が事務処理の方法に起因し、今後においても発生するおそれがあるもの
- (9) 単独の事項としては指摘に至らないが、関連事項を総合的に判断すると指摘すべきもの
- (10) 前回注意とされた事項及び同種の行為について、措置、是正又は改善されていないものの
- (11) 上記のほか、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

処置

- (1) 監査の結果として正規に決定し、長等への報告、公表を行うほか、措置状況通知書の提出を求めるものとする（講評事項）。
- (2) 措置状況が通知された場合は、公表を行うものとする。

2 注意事項

適用

- (1) 一般注意事項

指摘事項、口頭注意事項以外のもので、事務処理方法等に是正又は留意、改善を要すると認められるもの

- (2) 口頭注意事項

事務処理方法等に是正又は留意、改善を要すると認められるが、軽微であり、他に影響を及ぼさず、かつ件数が多くないもの

処置

- (1) 監査の結果として正規に決定し、長等への報告、公表を行うほか、措置状況通知書の提出を求めるものとする（講評事項）。ただし、口頭注意事項については、予備調査における事務局職員からの注意に止めるものとする。
- (2) 措置状況が通知された場合は、公表を行うものとする。

第8 監査結果

監査の結果、事務の執行及び経営に係る事業の管理は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められたが、各課等の一部の事務処理について、指摘事項及び注意事項が見られた（別表及び「第9 監査結果の概要」のとおり）。

(別表)

指摘事項・注意事項一覧

	指 摘 事 項		注 意 事 項		合 計				主な事例内容 (26年度)	
	26年度 (件)	25年度 (件)	26年度 (件)	25年度 (件)	26年度 (件) (%)		25年度 (件) (%)			
共通的事項	11	4	8	2	19	22.6	6	10.9	専決区分誤り、不適正な日帰り旅行命令 等	
収入事務	7	4	0	0	7	8.3	4	7.3		
使用料	5	3	0	0	5		3		端数処理誤り、徴収漏れ	
手数料	1	0	0	0	1		0		徴収漏れ	
その他	1	1	0	0	1		1		不適正な減免の手続	
市税	1	0	0	0	1	1.2	0	0	不適正な減免	
支出事務	9	9	0	5	9	10.7	14	25.4		
補助金	5	3	0	1	5		4		年度内履行未確認、算定方法誤り	
報酬、給料、手当等	3	2	0	1	3		3		支給額誤り	
単価契約	1	0	0		1		0		業務指示文書なし	
その他	0	4	0	3	0		7			
契約事務	12	14	25	14	37	44.0	28	50.9		
業務委託	4	10	18	2	22		12		無効な見積による契約、随意契約理由不備、不適正な完了確認 等	
物品購入	4	0	0	0	4		0		無効な見積による契約、不適正な購入方法 等	
工事請負	1	1	0	0	1		1		予定価格未決裁	
指定管理	0	1	7	9	7		10		報告の未受領	
その他	3	2	0	3	3		5			
財産管理事務	8	2	3	1	11	13.1	3	5.5		
備品	8	1	3	0	11		1		所在不明、不用品の未処分 等	
その他	0	1	0	1	0		2			
合計 (件)	48	33	36	22	84	100.0	55	100.0		
	(%)	57.1	60.0	42.9	40.0	100.0		100.0		

第9 監査結果の概要

1 市長公室

指摘事項及び注意事項なし。

2 総務部

指摘事項及び注意事項なし。

3 財政部

市民税課

【注意事項】

- 1 業務委託契約の締結に当たり、契約保証金免除理由を明示せず決裁を得ている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

資産税課

【指摘事項】

- 1 固定資産税の減免に当たり、条例に定める要件に該当していない事例が見られたので、適正かつ公正な事務の執行を求める。

納稅課

【注意事項】

- 1 業務委託契約の締結に当たり、履行遅滞の場合の損害金を算定する割合の約定に誤りのあるものが見られたので、適正な事務の執行を求める。

4 市民部

文化国際室

【指摘事項】

- 1 県に対する助成金要望書の提出に当たり、決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 補助金の交付に当たり、事業の履行確認を年度内に行っていない事例が見られたので、適

正な事務の執行を求める。

都南総合支所

【指摘事項】

- 1 自動車臨時運行許可に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (1) 決裁権者の決裁を得ていないもの
 - (2) 収入証紙の消印がないもの
- 2 公印使用簿による公印の使用承認に当たり、承認できない文書について公印使用を承認している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 日帰り旅行に当たり、口頭のみの旅行命令を発し、日当を支給していない事例が見られたので、必要な予算措置をした上で、適正な旅行命令を発するよう求める。

5 環境部

リサイクルセンター

【指摘事項】

- 1 隨意契約の見積通知に当たり、無効となる見積様式を提示し、それに基づき契約を締結していた事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 行政財産の目的外使用許可に当たり、総務部長の合議を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 業務委託に当たり、発意起案、監督及び検査を同一職員に行なわせている事例が見られたので、相互チェック機能の観点から事務執行体制について、改善を求める。

6 保健福祉部

子ども未来課

【指摘事項】

- 1 報酬の支給に当たり、給与期間の中途において新たに非常勤職員となった者への支給額に誤りがあり、かつ、支給手続きが速やかに行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 公の施設の指定管理に当たり、基本協定に定められている備品に関する報告が行われてい

ない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

- 2 使用済み用紙の裏面使用に当たり、公印を押印した用紙を再利用していた事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

高齢者支援室

【注意事項】

- 1 日帰り旅行に当たり、口頭のみの旅行命令を発し、日当を支給していない事例が見られたので、必要な予算措置をした上で、適正な旅行命令を発するよう求める。
- 2 公の施設の指定管理に当たり、基本協定に定められている備品に関する報告が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

7 保健所

健康推進課

【指摘事項】

- 1 物品の購入に当たり、決裁権者の決裁、契約及び支出事務に不備がある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

8 商工観光部

商工課

【指摘事項】

- 1 補助金の交付に当たり、事業の履行確認を年度内に行っていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

企業立地雇用課

【指摘事項】

- 1 補助金の交付に当たり、事業の履行確認を年度内に行っていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 業務委託契約の締結に当たり、不課税文書の委任契約書に印紙が貼付されている事例が見られたので、受託業者に対し適正な指示・指導を行なうことを求める。
- 2 公の施設の指定管理に当たり、基本協定に定められている備品に関する報告が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

9 農林部

林政課

【注意事項】

- 1 公の施設の指定管理に当たり、基本協定に定められている備品に関する報告が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

中央卸売市場

【指摘事項】

- 1 施設の使用許可に当たり、決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

10 建設部

道路管理課

【指摘事項】

- 1 業務委託契約に当たり、誤った完了報告書を受理している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 業務委託の契約締結に当たり、契約保証金免除理由を明示せず決裁を得ている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 補助金交付に当たり、要綱に定める添付書類が不足している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

道路建設課

【指摘事項】

- 1 行政財産の目的外使用許可の証明書の交付に当たり、手数料を徴収していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

11 都市整備部

都市計画課

【指摘事項】

- 1 行政財産の使用料の算定に当たり、1円未満の端数処理に不適切な事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

市街地整備課

【指摘事項】

- 1 公の施設の使用料の徴収に当たり、許可の際に使用料を徴収していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 公の施設の使用時間の変更に当たり、決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

景観政策課

【指摘事項】

- 1 単価契約による業務委託の実施に当たり、作業実施日及び作業実施場所を指定する文書が作成されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 業務委託の履行確認に当たり、検査調査の作成が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 行政財産の使用料の算定に当たり、1円未満の端数処理に不適切な事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

12 玉山総合事務所

総務課

【指摘事項】

- 1 備品の管理に当たり、活用の見込みがないにもかかわらず、処分が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 公の施設の指定管理に当たり、基本協定に定められている備品に関する報告が行われていない事例及び緊急時対策等に係るマニュアルが作成されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 備品の管理に当たり、物品管理点検計画・実施結果報告書が作成されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 使用済み用紙の裏面使用に当たり、所管している他団体事務で発生した公印を押印した用紙を再利用していた事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

健康福祉課

【指摘事項】

1 備品の管理に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

(1) 備品台帳に記載があるが、所在不明となっているもの

(2) 活用の見込みがないにもかかわらず、処分が行われていないもの

【注意事項】

1 公の施設の指定管理に当たり、基本協定に定められている備品に関する報告が行われていない事例及び緊急時対策等に係るマニュアルが作成されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

建設課

【指摘事項】

1 備品の管理に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

(1) 備品台帳に記載があるが、所在不明となっているもの

(2) 活用の見込みがないにもかかわらず、処分が行われていないもの

【注意事項】

1 備品の管理に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

(1) 所管換えの手続きが行われないまま使用しているもの

(2) 物品管理点検計画・実施結果報告書が作成されていないもの

13 会計課

指摘事項及び注意事項なし。

14 上下水道局

総務課

【指摘事項】

1 行政財産の使用料及び賃借料の算定に当たり、端数処理に不適切な事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

経営企画課

【指摘事項】

1 隨意契約による業務委託契約の締結に当たり、無効とすべき見積書を提出した業者を契約

の相手方に決定している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

給排水課

【指摘事項】

- 1 補助金の交付額決定の審査に当たり、補助金交付要綱に定められた補助額の算定方法によらない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 業務委託の実施に当たり、随意契約理由に不適切な事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 補助金の交付額の変更決定に当たり、補助金交付規程に定められた手続きを経ることなく事務処理をしている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 業務委託契約の締結に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (1) 協議に移行した際の見積書を徵取していないもの
 - (2) 業務委託契約書に収入印紙が貼付されていないもの
 - (3) 業務委託契約書の履行遅滞の場合の損害金を算定する割合の約定に誤りのあるもの

浄水課

【注意事項】

- 1 浄化槽設置経費にかかる補助金の交付に当たり、非効率な事務処理を行っている事例が見られたので、効率的かつ適正な事務の執行を求める。

下水道整備課

【指摘事項】

- 1 隨意契約見積合わせの執行に当たり、予定価格決定書に契約担当者の決裁がされていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 受益者負担金及び分担金の減免に当たり、条例施行規程に定められた手続きを経ることなく事務処理をしている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 業務委託契約の締結に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (1) 業務委託契約書に公正な職務の執行に係る特記仕様書及び個人情報取扱事務に係る特記仕様書が添付されていないもの
 - (2) 業務委託契約書の履行遅滞の場合の損害金を算定する割合の約定に誤りのあるもの

玉山事務所

【指摘事項】

- 1 業務委託契約の締結に当たり、決裁権者から決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 業務委託契約の締結に当たり、業務委託契約書の履行遅滞の場合の損害金を算定する割合の約定に誤りのある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

15 市立病院事務局

総務課

【指摘事項】

- 1 被服購入単価契約の締結に当たり、予定価格を超えた見積価格により契約している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 物品購入の実施に当たり、決裁権者から決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 指名競争入札の執行に当たり、予定価格決定書の決裁を誤った決裁区分で処理している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 業務委託契約の締結に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (1) 業務委託契約書の履行遅滞の場合の損害金を算定する割合の約定に誤りのあるもの
 - (2) 業務委託契約書の別紙契約条項の委託者及び受託者の表記が不適切なもの

医事課

【指摘事項】

- 1 隨意契約見積合せの執行に当たり、代理人による入札を行うための委任状が提出されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 物品の貸借契約の実施に当たり、随意契約の根拠法令に不適切な事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 物品購入の実施に当たり、決裁権者から決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 業務委託契約の締結に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (1) 業務委託契約書の履行遅滞の場合の損害金を算定する割合の約定に誤りのあるもの
 - (2) 契約保証金免除理由該当条項が不適切なもの

16 議会事務局

指摘事項及び注意事項なし。

17 教育委員会事務局

総務課

【指摘事項】

- 1 給料の支給に当たり、給与期間の中途における昇給により給料額に異動を生じた者に、その日から新たに定められた給料を支給していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 備品の管理に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (1) 返納の手続きを経ずに処分が行われているもの
 - (2) 備品台帳に記載があるが、所在不明となっているもの
 - (3) 活用の見込みがないにもかかわらず、処分が行われていないもの
- 3 寄附の受領に当たり、決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

生涯学習課

【指摘事項】

- 1 補助金の交付に当たり、事業の履行確認を年度内に行っていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 業務委託契約の履行確認に当たり、誤った完了日の実施報告書を受理している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 収入証紙の消印に当たり、規則で定める消印を使用していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 公の施設の指定管理に当たり、基本協定に定められている備品に関する報告が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

18 教育機関

松園地区公民館

【注意事項】

- 1 業務委託契約に当たり、仕様書に定められた書類の確認が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

玉山地区公民館

【指摘事項】

- 1 公民館使用料の徴収に当たり、定められた使用料を徴収していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

遺跡の学び館

【指摘事項】

- 1 物品の購入に当たり、無効となる見積書を提出した業者を契約の相手方に決定している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

(小学校・中学校・幼稚園・高等学校)

大宮中学校

【指摘事項】

- 1 時間外勤務手当の支給に当たり、時間外・休日等勤務命令表における勤務区分の記載誤りにより、支給額に誤りのあるものが1件見られたので、当該時間外勤務手当について、追給の手続を行うことを求める。

市立高等学校

【注意事項】

- 1 業務委託契約に当たり、個人情報の保護のために受託者が講すべき措置を明らかにせず契約を締結していた事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

19 選挙管理委員会事務局

指摘事項及び注意事項なし。

平成 26 年度重点項目の監査結果概要について

次の事項を重点項目とし、行政監査的観点から監査を行った。

- ① 業務委託に係る随意契約の事務処理状況
- ② 公の施設の指定管理者への指導状況
- ③ 債権管理の状況の点検
- ④ 物品の管理状況の点検
- ⑤ 各部課に置かれている団体事務局の運営状況

【監査結果】

① 業務委託に係る随意契約の事務処理状況について

- ・ 契約書の調製状況は、金額の大小に関わらず全て契約書が作成されていること、契約事務全般について標準書式や契約検査課の通知に基づき統一的に行われていると認められること、財務規則第 121 条に定める契約書の記載事項等は表記されており、特別重要な瑕疵は見受けられなかったことから、おおむね良好と認められた。
- ・ 指摘・注意事項とされた内容は、契約担当者の不注意によるものが多く、年度当初の事務繁忙期に多く見られることから、当該時期の契約には、十分注意するとともに、上司を含めた決裁時の相互チェックにより再発防止に努められたい。
また、契約締結に際しては、契約保証金等十分な担保の確保や一括下請けの禁止等確実な履行の確保にも配慮されたい。
- ・ 1 者随意契約（特命随意契約）は、主觀的な要素が入りやすく、契約価格の固定化や新規参入を阻むことになる。近年、他都市（相模原市やさいたま市）等で見られる、指名業者の選定理由、適用号数の取扱い、予定価格、業者選定方法など随意契約事務の標準化に係る「随意契約に関するガイドライン」などを参考とし、市民に対する透明性と説明責任を一層示すよう努められたい。
- ・ 契約事務は行政事務の執行において基本的事務であり、中でも契約書は重要な書類であるため慎重かつ的確な扱いが求められることから、前例踏襲に頼ることなく、その意義と方法についての知識の研鑽とより適正な事務の執行に努められたい。

② 公の施設の指定管理者への指導状況について

- ・ 今年度の定期監査においては、基本協定書で定められている市所有備品の異動及び年度末現在高に関する報告が行われていない事例が 108 施設、市と指定管理者が協議して作成する緊急時等の対応に関するマニュアルが作成されていない事例が 23 施設と多数見られた。
- ・ 今後においては、行政経営課通知「盛岡市における指定管理者制度の検証」（平成 26 年 6 月）等も踏まえ、所管課及び指定管理者双方ともに連携を強化し、より一層

適切な対応に努められたい。

③ 債権管理の状況の点検について

- ・ 今年度の定期監査においては、債権区分の調査が行なわれていること、定期的な催告を行なっていること、差押に向けた取組みを行なっていること、収納窓口の拡大に努めていること、債権回収業務の委託を進めていることなどが確認されたところである。
- ・ しかしながら、未だ不納欠損額が減少傾向にあるとは言い難いこと、累積滞納額となって不納欠損の発生につながる収入未済が依然として多額となっていること、債権管理における事務取扱要領等を作成していない所属があること、債権回収の予定が見込まれない所属もあることなどから、不断に適切な措置のもと、他都市の状況も参考とするなど、より適正な債権管理に努められたい。

④ 物品の管理状況の点検について

- ・ 今年度の定期監査においては、備品台帳に記載あるにも関わらず所在不明となっている事例（3件）、活用の見込みがなく、処分も行われていない事例（4件）、返納の手続きを経ずに処分が行われている事例（1件）、所管換えの手続きが行われないまま使用している事例（1件）、物品管理点検計画・実施結果報告書が作成されていない事例（2件）が見られた。
- ・ 平成26年7月以降、物品管理に関する点検結果について会計管理者に報告することとされたが、今後一層備品の管理点検を適切に行うとともに、「物品管理点検計画・実施報告書」のより適正な作成・報告に努められたい。

⑤ 各部課に置かれている団体事務局の運営状況について

- ・ 今年度の定期監査においては、各団体とも会計監査が定期的に行われているものの、事務局において経理簿や出納簿を作成していない事例、伝票類を作成せず出納を行っている事例等が見られた。また、徴収すべき資金に滞納繰越金がある団体は8団体あった。
- ・ 外部団体に属する現金の保管は、市職員が携わる以上は常に適正な取扱いが求められるところであるが、調査の結果明らかになったとおり管理は各課等の裁量に委ねられているのが実態であった。

市の所有に属さない外部団体の保有する現金等の取扱いについては、全庁的な指針等の策定とそれに基づく共通的事務執行、さらには団体事務局業務を各外部団体へ移管する取組みなどにより、適正な事務処理の確保に努められたい。

定期監査（工事監査）

第1 監査の対象

1 仁王地区活動センター建設（建築主体）工事

- (1) 所 管 市民部市民協働推進課
(2) 契約金額 181,440,000 円（消費税込み）
(3) 工 期 平成 26 年 6 月 27 日から平成 27 年 2 月 21 日まで
(4) 請負業者 吉武建設株式会社
(5) 工事場所 盛岡市三ツ割字下更ノ沢地内
(6) 工事概要 建物構造
　　鉄骨造平屋建て（施工延べ面積 798.66 m²）
設置機能
　　体育館 403 m², 料理実習室 40 m², 集会室 106 m²
工事内容
　　直接仮設工事, 土工事, 地盤工事, 鉄筋工事, コンクリート工事,
型枠工事, 鉄骨工事, 防水工事, 木工事, 屋根及びとい工事, 金属
工事, 左官工事, 建具工事, 塗装工事, 内外装工事, ユニット及び
その他工事, 外構工事
(7) 進捗率 55%（平成 26 年 11 月 20 日現在）

2 盛岡市立緑が丘小学校校舎耐震補強工事

- (1) 所 管 教育委員会事務局総務課
(2) 契約金額 141,156,000 円（消費税込み）
(3) 工 期 平成 26 年 7 月 25 日から平成 27 年 3 月 1 日まで
(4) 請負業者 株式会社司組
(5) 工事場所 盛岡市黒石野一丁目 6 番 1 号
(6) 工事概要 施工対象物の構造等
　　校舎棟 2
　　鉄筋コンクリート造 3 階建 延床面積 523 m²
校舎棟 3
　　鉄筋コンクリート造 3 階建 延床面積 3,008 m²
工事内容
　　外付枠付アルミプレース（10 構面）, RC 耐震壁（4 箇所）及び
PC 梁・柱（9 箇所）の設置工事, 及び耐震補強工事に伴う内外改
修工事, 電気設備工事, 機械設備工事, 発生材処分
(7) 進捗率 45%（平成 26 年 11 月 20 日現在）

3 林道蔴内沢線災害復旧工事

- (1) 所 管 農林部林政課
(2) 契約金額 49,680,000 (消費税込み)
(3) 工 期 平成 26 年 7 月 5 日から平成 27 年 1 月 30 日まで
(4) 請負業者 株式会社高光建設
(5) 工事場所 盛岡市繋字蔴内沢地内
(6) 工事概要 施工延長 L = 306.2m
擁壁工 (ブロック積工) A = 345.4 m²
擁壁工 (大型ブロック積工) A = 117.1 m²
排水施設工 (ボックスカルバート工) L = 15.0m
路盤工 A = 705.5 m²
構造物撤去工 V = 14.4 m³
仮設工 1.0 式
(7) 進 捗 率 90% (平成 26 年 11 月 20 日現在)

4 繋配水場法面復旧外工事

- (1) 所 管 上下水道局上下水道部浄水課
(2) 契約金額 61,344,000 円 (消費税込み)
(3) 工 期 平成 26 年 5 月 22 日から平成 27 年 3 月 16 日まで
(4) 請負業者 中亀建設株式会社
(5) 工事場所 盛岡市繋字塗沢外地内
(6) 工事概要 法面工
現場吹付枠 922.6m
ミニアンカー 208.0 本
附帯工 一式
施設解体撤去工
浄水施設 (浄水機等) 79.21 m²
浄水施設 (ろ過装置等) 170.73 m²
土砂等撤去工 一式
防護施設工
仮囲い (成形鋼板 H = 3.0m) 16.0m
(7) 進 捗 率 65% (平成 26 年 11 月 20 日現在)

第 2 監査の実施期間

平成 26 年 11 月 20 日及び平成 26 年 11 月 21 日

第 3 監査の方針

工事の執行に関し、設計・施工等が効果的・合理的かつ適正に執行されているかに主眼

眼を置いて実施した。

第4 監査の方法

工事監査は、その技術面の視点から監査を実施するものであり、高度の専門知識を必要とするため、土木工事については公益財団法人岩手県土木技術振興協会に、建築工事については公益社団法人日本技術士会に技術士の派遣を依頼し、その協力のもと、関係職員からの説明を受け、設計図書及び現場の施工状況等の具体的な事項について監査を行った。

第5 監査結果

各工事とも、全体として技術的な支障は見られず、おおむね良好な施工状況と認められたところであるが、一部の工事において次のとおり注意を要する事項が見られたので、適切に措置されたい。

林道蔵内沢線災害復旧工事

【注意事項】

厚さが異なる擁壁の接続について、川側の面に段差を生じている箇所が見られたので、今後の工事施工に当たっては、河川管理者等関係機関と十分連携の上、適切に対応されたい。

行政監査

第1 監査のテーマ

近年における指摘事項及び注意事項（以下「指摘事項等」という。）に対する各部署の措置への取組み状況及び適正な事務処理に対する職員の意識について検証することにより、健全かつ効率的な行財政運営の継続性の確保に資するため「これまでの指摘事項への対応状況について」をテーマとして行政監査を実施した。

第2 監査の対象

平成24年度及び平成25年度に実施した定期監査において、指摘事項等を受けた全ての部署（72課等）を対象として実施した。

第3 監査の実施期間

平成27年1月26日から平成27年2月26日まで

第4 監査の方法

平成24年度及び平成25年における各部署への指摘事項等を精査し、検証が必要と考えられる事項について、指摘事項等を受けた課等の長及び係長等である職員に対し、アンケート方式による書類調査を行った。

なお、組織改正により業務の所管課が変更等している場合は、組織改正後に当該業務を所管する課等の長及び係長等である職員を対象とした。

また、監査は以下の視点により行った。

- 1 各課内における指摘事項の情報共有は適切に行われているか。
- 2 指摘事項の改善に向けた対応は適切に行われているか。
- 3 指摘の多い事項について、各課内でどのように対応しているか。
- 4 講じた措置の効果と影響について検証しているか。

※ アンケート回答者数

- 1 課等の長に対する調査 58人
- 2 指摘事項等を受けた年度から現在に至るまで当該課に在籍する係長級職員に対する調査 134人（各課から2～4人を抽出）

第5 監査の結果及び意見

平成24年度及び平成25年度の定期監査において指摘事項等を受けた課等の職員に対して、指摘事項等、講じた是正措置、再発予防策、規則等の認識について確認したが、いくつかの改善の余地が考えられるため、以下の事項に留意の上、より適正かつ効率的な事務の執行に努められたい。

(1) 指摘事項等の課内周知について

課員全員に周知されているとした回答が162人（回答者数192人の84.0%），担当係長・係員のみへの周知が51人（回答者数192人の26.6%）である。

担当係長・係員は、実地監査時のヒアリング対応で指摘事項等の内容を把握していることから、担当係のみへの周知に留まることなく、課員全員への周知徹底による組織全体への注意喚起となるよう努められたい。

(2) 再発予防策等について

指摘事項等に対する措置及び再発予防策として最も多いのはチェック体制の強化とした回答133人（回答者数183人の72.7%）であり、以下課内研修が77人（回答者数183人の42.1%），資料等の供覧が39人（回答者数183人の21.3%），様式修正が29人（回答者数183人の15.8%），マニュアル作成が24人（回答者数183人の13.1%）である。

また、措置及び再発予防策の作成に当たっては、課長や係長を含む複数人により検討・作成されていることが確認された。

措置及び再発予防策の有効性についての調査では、171人（89.1%）が「有効」と認識している一方、18人（9.4%）は「どちらともいえない」・「分からない」とする回答である。

措置及び再発予防策については、作成・提出して完了という意識を持つことなく、その実践はもとより、定期的に効果を確認するとともに必要な見直しを隨時を行うよう努められたい。

(3) 事務処理ミス（指摘事項）の未然防止について

・ 他課の指摘事項等の活用について

全庁掲示された他課の指摘事項等について、確認している課等の長は56人（96.5%），確認していない課等の長は2人（3.4%）である。また、確認しているが課員に特に周知していない課等の長は30人（53.6%）となっている。

課員に特に周知していない理由は、課員各自で全庁掲示板の確認を行っているであろうとの認識によるもの等であった。

しかしながら、平成25年度定期監査では、指定管理者からの報告書類未提出について9部署に指摘を行うとともに全庁掲示板にも掲示したが、平成26年度定期監査でも同様の指摘が7部署に生じている。

他部署の指摘事項等の情報を組織として確実に共有することが、事務処理ミス（指摘事項等）の未然防止に繋がることから、課員全員に改めて周知を行うことや服務ミーティング等での議題として活用することも必要である。

また、他課の指摘事項等を確認後、課内で所管する業務に類似する事例の有無の確認をしている課等の長は50人（89.3%）であり、類似する事例があった場合に改善等の対応をしている課等の長は47人（94.0%）であった。

以上のことから、「全庁掲示板での確認」→「課内で所管する業務に類似する事例の

「有無の確認」→「事務処理の見直し」という流れが徹底されるよう努められたい。

- 条例等と事務処理との整合性の確認について

気づいたときに行っているとした回答が79人（41.1%），隨時行っているが55人（28.6%），行っている事務と行っていない事務があるが34人（17.7%），行っていないが9人（4.7%）となっており，確認のタイミングに個人差があることが確認された。また，平成26年度定期監査では，決裁区分誤りの事例が未だに見受けられるとともに，当該業務の事務処理が長期にわたり条例等に適合していないことを看過している事例も見られた。

事務執行に際しては，起案文書に根拠条例等を必ず明記するとともに，当該条例等の内容確認及び写しを添付するなどによる事務処理ミスの未然防止の徹底に努められたい。

- 事務処理に係るマニュアルの作成について

組織として事務処理のミスを未然に防止するため，事務処理マニュアルの整備と適時適切な更新を図るよう努められたい。

(4) 時間外勤務手当等の事務処理について

時間外勤務命令表の様式改正に効果があること，時間外勤務手当の集計事務等の複数人でのチェック体制が強化されていること及び時間外・休日勤務チェックシートの活用が概ね浸透していることが確認できたが，一方で当該事務の負担が過重となっているとした回答が約6割となっている。

負担軽減策としてエクセル等による集計やアプリケーションの導入が妥当とした回答が154人（80.2%）であることなどを踏まえ，今後もチェック体制の強化，チェックシート活用の徹底及び事務のIT化などに努められたい。また，課員全員が事務処理にかかる規定内容等を共有することによってもチェック強化が図られることから，一層の周知にも努められたい。

(5) 公印の使用取扱いについて

公印取扱規程等の再確認が行われたとした回答が93人（87.7%）であるが，一方で規程等の課内周知がされていないとした回答が15人（14.2%）もあることから，規程等の課内周知の徹底を図り，組織としての共通認識をさらに高めるよう努められたい。

(6) 業務委託契約について

財務規則等による制度の再確認が行われたとした回答が47人（73.4%）であるが，一方で規則等の課内周知がされていないとした回答が9人（14.1%）もあることから，規則等の課内周知の徹底を図り，組織としての共通認識をさらに高めるよう努められたい。

(7) 指定管理業務について

ミスの原因としては、基本協定書の認識不足とした回答が19人（回答者数28人の67.9%）、チェック不足が16人（回答者数28人の57.1%）である。

その対応として基本協定等の内容の再確認、一部改正等及び打ち合わせ回数の増など指定管理者との連携強化に取り組まれているところではあるが、一方で財務規則等の課内周知がされていないとした回答が4人（14.3%）もあることから、規則等の課内周知の徹底を図り、組織としての共通認識をさらに高めるよう努められたい。

財政援助団体等監査

第1 監査の対象

地方自治法第199条第7項の規定により、監査の対象は、平成25年度中に当市が財政的援助を与えていたる団体（以下「財政援助団体」という。）、出資している団体（以下「出資団体」という。）及び公の施設の管理を行わせている団体（以下「公の施設の指定管理者」という。）とし、財政援助団体、出資団体及び公の施設の指定管理者のうち、次の団体（以下「財政援助団体等」という。）を対象とした。

- 1 財政援助団体は、平成25年度の補助等の額が100万円以上のもので、事業等に係る補助等を受けているもの又は運営等に係る補助等を受けているもののうち次の1団体とした。

盛岡市防犯協会（盛岡市防犯協会事業補助金）

- 2 出資団体は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第140条の7で規定するもののうち次の1団体とした。

公益財団法人 盛岡国際交流協会（公益財団法人盛岡国際交流協会出資金）

- 3 公の施設の指定管理者は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき平成25年度において公の施設の管理を行わせているもののうち次の1団体（1施設）とした。

青山地区まちづくり協議会（盛岡ふれあい競馬場プラザ指定管理者）

第2 監査の実施期間

- | | |
|--------------|--------------------------|
| 1 財政援助団体 | 平成27年1月28日から平成27年2月19日まで |
| 2 出資団体 | 平成27年1月29日から平成27年2月19日まで |
| 3 公の施設の指定管理者 | 平成27年1月30日から平成27年2月19日まで |

第3 監査の範囲

財政援助団体等に係る関係部課等の業務及び財政援助団体等の次に掲げる業務とした。

- 1 財政援助団体
補助対象事業の運営及び事業に係る出納その他の事務の執行に関する事。
- 2 出資団体
事務事業全般に係る出納その他の事務の執行に関する事。
- 3 公の施設の指定管理者
対象施設の管理に係る出納その他の事務の執行に関する事。

第4 監査の方法

- 1 平成26年度財政援助団体等監査実施計画に従い、補助金に関する調書、出資に関する調

書、公の施設の管理に関する調書及び附属書類を関係部課等に提出を求め、必要に応じて関係職員から説明聴取を行うなど、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常必要とされる監査手続によって監査した。

2 財政援助団体等に出向き当該団体の責任者等から事務事業、収支予算の執行状況、補助・出資・施設管理の実態等の説明を求めたほか、提示された会計処理に係る諸帳簿、証書類等の照合確認による検証を実施した。

3 監査に当たっては、次の点を重点項目とした。

(1) 財政援助団体

- ア 交付決定手続に関すること。
- イ 事務事業の執行に関すること。
- ウ 補助等に係る実績及び成果に関すること。

(2) 出資団体

- ア 出資の目的に関すること。
- イ 事業経営に関すること。

(3) 公の施設の指定管理者

- ア 条例等に関すること。
- イ 協定に関すること。
- ウ 管理費用に関すること。

第5 監査の結果

財政援助団体等に係る監査の結果は、次のとおりである。

- 1 補助金の交付申請等に関する一連の関係書類は、規則その他の定めるところに従いその要件がおおむね整っているものと認められた。
- 2 補助基準の運用及び補助金額の決定並びに補助金交付に関する手続は、根拠となる法令、規則及び契約書等に基づいて行われているものと認められた。
- 3 補助金及び出資金は、それぞれの目的・条件に沿って有効に使用され、また、運用されており、公共の福祉の充実向上に資するもので、財政的援助の公益上の必要性があるものと認められた。
- 4 公の施設の管理運営に係る協定等に関する一連の関係書類は、法令、条例及び規則その他の定めるところに従いその要件がおおむね整っているものと認められた。
- 5 指定管理料に関する手続は、協定書に基づいて適正に行われているものと認められた。
- 6 公の施設の指定管理者による管理運営は、公の施設の設置目的に沿っておおむね適正に管理されているものと認められた。
- 7 各事業の執行に伴う会計処理の方法及び関係書類の作成は、会計諸規定に基づいて行われ、これら一連の処理状況はおおむね良好であると認められた。

以上のことから、特に是正改善を要する事項は見受けられなかったが、財政援助団体等の一部には会計処理等について留意する事例が見られたので、事務処理に当たっては十分に注意されたい。

盛岡市防犯協会

1 財政援助団体の所在地、名称及び代表者名

盛岡市内丸12番2号

盛岡市防犯協会

会長 谷藤 裕明

2 財政援助の目的

犯罪のない明るく住みよい街づくりのため、盛岡市防犯活動推進条例第3条第2項の規定により、市は関係機関・団体と連携することを求められており、盛岡市防犯協会が実効性のある活動を行うことができるよう補助するものである。

3 補助金額等

盛岡市防犯協会事業補助金

補 助 金 額	申 請 年 月 日	交 付 決 定 年 月 日	交 付 年 月 日
5,839,000 円	平成25年6月7日	平成25年6月10日	平成25年7月12日 5,839,000 円

4 監査の結果

当該補助金について、補助の対象となる当該団体の事業等が補助の目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、各地区防犯協会連合会に対する地域振興費の支出に当たり、算定根拠を明確にするとともに支出事務の効率化に努められたい。

公益財団法人 盛岡国際交流協会

1 出資団体の所在地、名称及び代表者名

盛岡市内丸12番2号

公益財団法人 盛岡国際交流協会

理事長 三浦 宏

2 出資の目的

盛岡市の歴史、文化その他の特性を生かしながら幅広い分野における国際交流活動を展開することにより、市民の国際相互理解と国際友好親善の促進を図り、「世界に開かれた魅力あるまち・盛岡」の創造に寄与することを目的とする団体であることから、公益上の必要性から寄附行為として基本財産を出資したものである。

3 出資金額等

公益財団法人盛岡国際交流協会出資金

設立年月日	出資年月日	出資金額	当市の出資割合
平成4年11月16日	平成4年11月18日 平成6年4月12日	100,000,000円 (30,000,000円) (70,000,000円)	100.0 %

4 監査の結果

当該法人は、出資の目的に沿っておおむね適正に経営されているものと認められた。

なお、一部の事務処理等について、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 決算書の財務諸表に対する注記の記載に当たり、内容が帳簿と一致していなかった事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

青山地区まちづくり協議会

1 公の施設の指定管理者の所在地、名称及び代表者名

盛岡市青山二丁目6番8号
青山地区まちづくり協議会
会長 遠藤 政幸

2 管理を行う公の施設

盛岡ふれあい覆馬場プラザ

3 指定管理者による管理の目的

盛岡ふれあい覆馬場プラザは、旧覆馬場を活用することにより郷土の歴史に対する理解を深めるとともに、市民の交流の場を提供することを目的として設置された施設であり、青山地区まちづくり協議会を指定管理者とすることにより、施設の設置目的を効果的に達成しようとするものである。

4 指定管理料等

盛岡ふれあい覆馬場プラザ指定管理料

指定管理料	支出年月日	支出金額
9,216,000円	平成25年4月15日	1,536,148円
	平成25年6月14日	1,536,148円

	平成25年8月15日 平成25年10月15日 平成25年12月13日 平成26年2月14日	1,536,148円 1,536,148円 1,536,148円 1,536,160円
--	--	--

5 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。

例月現金出納検査

第1 検査の対象

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく会計管理者、上下水道事業管理者及び病院事業管理者の出納した現金及び現金出納に係る事務とする。

(一般会計、各特別会計、各基金、水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計)

第2 検査の実施日

原則として毎月25日に検査を実施しており、平成26年度の実施日は次のとおりである。

4月25日、5月27日、6月27日、7月29日、8月25日、9月29日

10月24日、11月27日、12月25日、1月27日、2月26日、3月26日

第3 検査の方針

会計管理者、上下水道事業管理者及び病院事業管理者の出納した現金（歳計現金、歳計外現金、一時借入金、基金に属する現金をいう。以下同じ。）の現在高、出納関係諸表等の計数の正確性及び現金出納事務が適正に行われているかの検証に主眼を置いて実施した。

第4 検査の方法

1 検査の実施方法

検査資料及び関係職員等からの説明により実施した。

2 検査の予備調査

原則として検査当日の3日前に提出を求めた検査資料及び帳簿等により行い、上下水道事業管理者の現金の出納については検査前日に実施した。

第5 検査結果

1 収支の計数検査

(1) 会計管理者から提出された一般会計及び特別会計に属する歳計現金及び歳入歳出外現金等月計対照表並びに歳計現金及び歳入歳出外現金等現金出納状況調査表等の検査調書と出納関係の諸帳票・証憑書類及び現金の現在高を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

(2) 上下水道事業管理者から提出された水道事業会計及び下水道事業会計に属する試算表・資金予算書及び現金保管状況調査等の検査調書と収支日計表・会計伝票(各勘定科目)・証憑書類及び現金の現在高を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

(3) 病院事業管理者から提出された病院事業会計に属する試算表・資金予算表及び収支金月

計表(現金保管)等の検査調書と收支日計表・会計帳票・証憑書類及び現金の現在高を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

2 証憑書類の検査

検査したところ、特に注意又は改善を要する事項はなかった。

決算審査及び基金運用状況審査

一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況

第1 審査の対象

- 1 平成25年度盛岡市一般会計歳入歳出決算
- 2 平成25年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算
- 3 平成25年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算
- 4 平成25年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算
- 5 平成25年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算
- 6 平成25年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算
- 7 平成25年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算
- 8 平成25年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算
- 9 平成25年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算
- 10 平成25年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算
- 11 平成25年度盛岡市東中野、東安庭、門財産区特別会計歳入歳出決算
- 12 平成25年度盛岡市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算事項別明細書
- 13 実質収支に関する調書
- 14 財産に関する調書
- 15 基金運用状況調書

第2 審査の期間

平成26年7月15日から平成26年8月6日まで

第3 審査の方法

- 1 審査に付された一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書並びに附属書類（以下「決算書類等」という。）が法令に準拠して調製されているか否かについて審査した。
- 2 決算計数の正確性の検証と予算が法令及び条例等に基づいて適正かつ効率的に執行されたか否かについて会計伝票、諸帳簿及び証書類等によって調査照合を行うとともに、定期監査及び出納検査の結果も参照し審査した。
- 3 審査に付された各基金については、運用状況調書、基金受払台帳、資金貸付簿及び証書類によって計数の正確性を調査照合し、かつ、運用の適否等を審査した。
- 4 その他必要に応じて関係職員に説明を求めるなど、一般に公正妥当と認められる審査基準に準拠し、通常必要とされる審査手続きによって審査した。

第4 審査結果

- 1 決算書類等は、法令の規定に準拠して調製されているものと認められた。
- 2 決算書類等に記載の金額は、会計伝票、諸帳簿及び証書類等と符合し、計数的に正確であると認められた。
- 3 予算執行状況については、おおむね適正であると認められた。
- 4 財産に関する調書に表示の公有財産、物品、債権及び基金の記載額は、財産台帳、関係書類等と適合し、正確であると認められた。
- 5 各基金は、各々設置の目的に沿って運用され、かつ、計数的に正確であり、その執行は適正であると認められた。

* 詳細については「平成25年度盛岡市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書 平成25年度盛岡市基金運用状況審査意見書」参照。

水道事業会計決算、下水道事業会計決算及び基金の運用状況、病院事業会計決算

第1 審査の対象

- 1 平成25年度盛岡市水道事業会計決算
- 2 平成25年度盛岡市下水道事業会計決算及び基金の運用状況
- 3 平成25年度盛岡市病院事業会計決算

第2 審査の期間

平成26年6月2日から平成26年7月29日まで

第3 審査の方法

- 1 当事業年度における各事業会計の決算報告書、損益計算書、剩余金計算書、剩余金処分計算書、欠損金処理計算書、貸借対照表、事業報告書及びその他の書類（以下「決算諸表」という。）が地方公営企業法及び関係法令並びに企業の財務に関する諸規定に準拠して作成され、かつ、企業の財政状態及び経営成績を適正に表示しているか否かについて審査した。
- 2 各事業会計の総勘定元帳、補助簿及びその他諸帳簿と証拠書類によって調査照合を行うとともに、定期監査及び出納検査の結果も参考し、計数の正確性、会計の処理手続きの正否について審査した。
- 3 各事業会計の決算における予算執行の結果が、地方公営企業運営の基本原則にのっとり所期の目的を達成しているか否かについて審査した。
- 4 各事業会計の貯蔵品については、決算の実地たな卸に立会して実在の確認をするとともに、貯蔵品出納簿及び伝票類の記帳処理状況を調査した。
- 5 審査に付された基金については、運用状況調書、基金受払台帳、資金貸付簿及び証書類によって計数の正確性を調査照合し、かつ、運用の適否等を審査した。
- 6 その他必要に応じて関係職員に説明を求めるなど、一般に公正妥当と認められる審査基準に準拠し、通常必要とされる審査手続きによって審査した。

第4 審査結果

- 1 審査に付された各事業会計の決算諸表は、地方公営企業法及び関係法令並びに企業の財務に関する諸規定に準拠して作成されており、各事業会計の平成26年3月31日現在における財政状態及び同日をもって終わる事業年度の経営成績を適正に表示しているものと認められた。
- 2 各事業会計の決算は、計数的に正確であるものと認められた。
- 3 各事業会計の記録計算は、会計原則に従い適正であるものと認められた。

- 4 各事業会計の当事業年度における予算執行の結果は、地方公営企業運営の基本原則にのつとり、おおむね所期の目的を達成し、妥当に執行されたものと認められた。
- 5 各事業会計とも貯蔵品の経理は、適切であると認められた。
- 6 基金は、設置の目的に沿って運用され、かつ、計数的に正確であり、その執行は適正であると認められた。

* 詳細については「平成 25 年度盛岡市水道事業会計・下水道事業会計・病院事業会計決算審査意見書 平成 25 年度盛岡市基金運用状況審査意見書」参照。

地方財政健全化法審査

財政健全化審査

第1 審査の対象

平成25年度健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）並びに当該比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成26年7月23日から平成26年8月25日まで

第3 審査の方法

- 1 審査に付された平成25年度健全化判断比率が法令等に基づき適正に算定されているか否かについて審査した。
- 2 平成25年度健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか否かについて審査した。
- 3 その他必要に応じて説明を求めるなど、通常必要とされる審査手続きによって審査した。

第4 審査結果

- 1 健全化判断比率は、法令等に基づき適正に算定されているものと認められた。
- 2 健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。
- 3 平成25年度健全化判断比率は、次のとおりである。実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、一般会計等及び公営事業会計で実質黒字を生じていることから、数値は算出されないものである。

(%)

健全化判断比率	平成25年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
実質公債費比率	12.6	25.0	35.00
将来負担比率	89.4	350.0	—

* 詳細については「平成25年度盛岡市財政健全化審査意見書」参照。

経営健全化審査

第1 審査の対象

平成 25 年度資金不足比率並びに当該比率の算定の基礎となる事項を記載した書類
(対象会計)

水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計、公設浄化槽事業費特別会計、
農業集落排水事業費特別会計、中央卸売市場費特別会計

第2 審査の期間

平成 26 年 7 月 23 日から平成 26 年 8 月 25 日まで

第3 審査の方法

- 1 審査に付された平成 25 年度資金不足比率が法令等に基づき適正に算定されているか否かについて審査した。
- 2 平成 25 年度資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか否かについて審査した。
- 3 その他必要に応じて説明を求めるなど、通常必要とされる審査手続きによって審査した。

第4 審査結果

- 1 資金不足比率は、法令等に基づき適正に算定されているものと認められた。
- 2 資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。
- 3 平成 25 年度資金不足比率は、次のとおりである。資金不足比率算定の対象となるすべての公営企業会計において資金不足は生じておらず、数値は算出されないものである。

(%)

会 計	平成 25 年度	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	
病 院 事 業 会 計	—	
公設浄化槽事業費特別会計	—	
農業集落排水事業費特別会計	—	
中央卸売市場費特別会計	—	

* 詳細については「平成 25 年度盛岡市経営健全化審査意見書」参照。

包括外部監査

1 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の37第1項及び盛岡市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成16年条例第9号）第2条の規定による包括外部監査

2 選定した特定の事件名（監査対象テーマ）

保健所に係る財務事務の執行について

3 監査対象機関

保健所

4 監査の期間

平成26年5月19日から平成27年2月5日まで

5 包括外部監査人

公認会計士 佐藤 公哉

6 監査事務補助者

公認会計士 高橋 雄一郎

公認会計士 氏家 亮

公認会計士 武田 弘明

公認会計士 古川 直磨

7 監査結果の公表

平成27年2月6日

8 包括外部監査に係る法令等に基づく盛岡市監査委員の主な事務

- (1) 包括外部監査契約の締結に係る意見（法第252条の36第1項）
- (2) 包括外部監査人の監査の事務の補助者に係る協議及び告示（法第252条の32第1項、第2項）
- (3) 盛岡市監査等実施計画の包括外部監査人への提出（法第252条の30第2項）
- (4) 包括外部監査対象事件等通知書の收受（法第252条の30第1項）

- (5) 包括外部監査結果報告書の公表（法第 252 条の 38 第 3 項）
- (6) 包括外部監査人の監査の事務の補助者の監査事務補助終了の通知に基づく告示（法第 252 条の 32 第 8 項、第 9 項）
- (7) 包括外部監査結果報告書に基づく是正改善措置の通知に係る事項の公表（法第 252 条の 38 第 6 項）

* 詳細については、監査委員事務局ホームページ等において開示されている「平成 26 年度包括外部監査の結果報告書」参照。

* 包括外部監査人の選任及び包括外部監査契約等については、市長公室行政経営課において所掌している。

資料

平成 26 年度監査指摘事項・注意事項件数一覧表

	指摘事項		注意事項		合計	
	26 年度	25 年度	26 年度	25 年度	26 年度	25 年度
定期監査（工事監査除く）	48	33	36	22	84	55
定期監査（工事監査）	0	0	1	3	1	3
財政援助団体等監査	0	0	1	3	1	3
合 計	48	33	38	28	86	61